

# 平成25年度施政方針

## はじめに

平成25年度予算関係議案の審議に先立ち、私の施政方針について申し上げます。

かつてない未曾有の大災害、東日本大震災から早や2年が経とうとしております。今なお、多くの被災者の方々が、厳しい寒さの中、仮設住宅での避難生活を強いられています。被災者のみなさんが以前の生活を取り戻し、明るく活力あるふるさとを取戻すために、震災からの復興に向け、私達にできることに全力で取り組まなければならないと感じております。私たちは、日本人として、災禍の痛みを共有し、同胞としての絆を一層強固なものにしていかなければなりません。本市といたしましても、被災地と直接結び付いた効果のある支援をこれからも続けてまいります。

昨年12月16日の衆議院議員総選挙の結果、政権交代が起こり、現在、日本再生に向けての諸施策が動き出そうとしています。しかしながら、まだ現下の国内経済は、長びくデフレ不況の下で誠に厳しい状況にあり、社会には閉塞感が漂っています。福島原発事故の検証を経てのエネルギー政策、TPP問題、また、少子高齢化が進む中、市民の皆さん一人ひとりが将来にわたって安心して暮らすことのできる社会を実現するための仕組みが必要不可欠であり、国の社会保障と税の一体改革を見据え、十分な議論を尽くすことが求められております。

現在、通常国会において、平成25年度予算案等が審議されておりますが、私共は一日も早い本市経済の回復が図られるよう、国・県の動向を注視しながら、独自の新たな施策を推進し、より効果的な地域再生の舵取りを図らなければいけないと考えております。

私は、選挙に際して、「夢をかたちにチーム新居浜」というスローガンを掲げました。市民の皆様方をはじめ、企業、団体そして行政、議会の皆様と共にふるさとをより良いものにしていこうという気持ちを集約し、市民の笑顔が輝く新居浜市の実現に向けて力を合わせて取り組んでいくこと、目指すべき理想を思い描きその実現に向け、共に歩んでいく「和」を重視したまちづくりを展開していくことを願っております。

論語の中に『温故知新』という有名な言葉があります。私は今回、市長という職に就き、改めて歴史から学ぶということの大切さを感じております。現在の新居浜市の繁栄というものは、多くの先人の汗と涙の結晶であり、そこには多くの経験が蓄積されているものであると再認識いたしております。私は昭和初期に鷺尾<sup>わしお</sup>勘解治<sup>かげじ</sup>氏が提唱された「共存共栄」の理念を決して忘れてはならないと思います。

別子銅山はそれまで無尽蔵と思われていました。しかし、その鉱脈が枯渇するという現実を知り、時あたかも世界大恐慌の真ただ中、まさに企業存亡の時に、利害得失を超えて信義を貫き、私達の新居浜市の後栄策を講じるべく尽力した、鷺尾さんの見識、胆識なしには今の新居浜市の姿はなかったと思えるのです。

昭和初期に新居浜築港、海岸の埋立に代表される産業基盤の整備、昭和通りや星越住宅に代表される都市計画など、社会資本の整備に着手したことはまさに先見の明であり、それらを支える精神的な基盤として、改善会や作務の崇高な精神に支えられた生活協同体的な共感をもって、公共に奉仕する市民意識の昂揚を掲げたことはまさに卓見でありました。新居浜市民は、山根グラウンド、昭和通りは先人の汗の結晶であることを忘れてはならないのです。

「共存共栄」の考えには、「企業は労働者の繁栄、地方の繁栄と共にその利を同じくするものであり、その利をほしいままにして、自分独りが栄えるものではない」という崇高な経営理念が込められておりました。

私は今こそ、鷺尾さんが自らの行動規範として生涯貫いた「円融の教え」を学びたいと思います。「円融」とは「それぞれが、その立場を保ちながら一体であり、互いにとけ合っていて障りのないこと」だそうです。お互いを尊重し、寛容の精神を持つことの大事さを説いておられます。物質的な幸せを追求するだけでなく、人と人のふれあい、絆を大切にすることこそが、平成の時代に合致した「共存共栄」の理念であると思うのです。私は、この先人の教えを大切にし、多くの市民の英知と実践を結集し、平成の共存共栄策を一緒に創り、新居浜市の将来を開拓したいのです。

市長就任の際にも申し上げましたが、私は「三つの再生」を平成25年度の行政運営の柱に掲げてまいりたいと思います。

「経済の再生」、「地域コミュニティの再生」、そして「市役所の再生」です。

まず、第一点目は「経済の再生」であります。

国の経済再生策や地元経済界のご尽力により、新規企業の参入や工場建設などの朗報がある一方、中小の企業経営者からはデフレ基調の中で厳しい経営環境が続いており、新たな経済振興策を求める声が聞こえてまいります。経済の再生に向けての第一歩は、現場で苦勞している経営者の人たちの声から学ぶことであると私は考えております。忌憚のない意見を聞かせていただくことから、行政、企業の相互理解、信頼関係が生まれ、何をなすべきかが見えてくるものと思っております。そのために、住友企業、商工会議所をはじめとする企業経営者とのトップミーティングを定期的開催するなど、経済界と行政がスクラムを組んで本市経済の再生を着実に推進する体制をつくりたいと考えております。

第二点目は「地域コミュニティの再生」であります。

私は新居浜太鼓祭りに象徴されるように、新居浜市民の結束力は全国にも誇りうるものであると常々感じております。しかしながら、自治会の加入率は7割を切ってしまいました。

自分たちに何ができるかを考え実践してきた先人の意思を私たちは継承し、身近な地域コミュニティの中でできることに取り組んでいただきたいのです。

近い将来に発生が想定される東南海・南海大地震に向けての備えも求められます。いざという時になってから慌てても何もできません。災害時だけでなく、日々の生活においても支援を要する人たちを支える温かい地域の間人間関係が求められますし、超高齢化社会といわれる中、老いは誰もが避けて通ることのできない大きな問題として、否応なくやってきます。いくつになっても元気でいられること、そしてよき人間関係の中で生きがいを持って人生を送ることこそが理想の姿であると思えます。その意味でも、私は地域コミュニティこそが生活の基盤であり、みんなが力を合わせてその維持発展を支えていかなければならないと考えております。

第三点目は「市役所の再生」であります。

市役所は文字通り市民にとって役に立つ所でなければなりません。

市役所の再生では、まず「信頼される」市役所を目指します。市民の皆さまが市役所にやってくる時は、何かの問題を抱え、相談にやって来るはずで。その際に、きちんと話を聞き、説明し、解決策を共に見出そうとする姿勢が求められます。市民の皆さまときちんと向き合い、共に考え、思いを共有できる

職員が必要です。市民の要望に必ずしもよい回答はできない場合も、きちんと説明できる能力を身に付けるためにも資質向上を図ってまいります。

また、市民の皆さまと行政との距離を縮めていきたいと考え、市職員が地域コミュニティの活動を支援するための新しい仕組みをつくっていきたいと考えております。そのことによって、職員は地域を学び、真の協働のあり方を体験してもらいたいのです。

そして「挑戦する」市役所です。できない理由を並べたてるのではなく、どうすればできるのかを探求し、新しい事業を開拓していこうとする前向きな職員が求められています。人材なしには、地域主権の時代に生き抜いていくことは決して叶わないと考えております。人は磨かれて初めて輝くものであり、人材登用、研修など様々な機会を活用して、高い志を持った職員が育つ組織文化を構築してまいります。

さて、今年は何子山村と合併して10年という節目の年であり、記念式典やイベントも予定しております。市民の皆様にとって何子山地域の人たちにとって合併という変化はどう受けとめられたのでしょうか。新居浜市としての一体感を醸成し、次の10年に向け、新たな歩みを始める年でもあります。

私は、平成25年度を「再生へのスタートの年」にしたいと思っております。「温故知新」、「共存共栄」を胆に銘じ、新居浜市民の幸福を共に高めていくために何ができるかを、チーム新居浜でじっくりと考え、行動に移してまいり所存です。

以上、新年度における市政運営の基本姿勢を申し上げましたが、引き続き、主要施策の概要につきまして、第五次新居浜市長期総合計画に掲げる6つのフィールドごとに、順次ご説明申し上げます。

## フィールド1 快適交流

最初に、フィールド1 快適交流について申し上げます。

まず、**良好な都市空間の形成**についてでございます。

計画的な土地利用の推進につきましては、新居浜市都市計画マスタープランの見直しに着手するとともに、用途地域・特定用途制限地域の見直しなど、都市計画の変更について検討を行ってまいります。

地籍調査の推進につきましては、引き続き「市道上部東西線」に沿った萩生から大生院の区域及び「県道金子中萩停車場線」に沿った中萩河の北地区にお

いて実施してまいります。

次に、**道路の整備**についてでございます。

広域幹線道路の整備につきましては、「国道11号新居浜バイパス」の本郷から萩生までの約2km区間が、昨年2月暫定2車線で供用いたしました。

残りました船木から東田3丁目、西喜光地町から本郷1丁目、萩生から大生院までの各工区について、引き続き早期整備・供用を要望するとともに、条件整備など側面的な支援を積極的に行ってまいります。

次に、市域内幹線道路の整備につきましては、「上部東西線」の第1工区387mは平成24年度中に、「角野船木線」の第3工区680mは25年度の早い時期に供用開始の予定でございますが、残りの工区につきましても、引き続き、用地買収等を進めてまいります。また、新たに国道11号と角野船木線を結ぶ「種子川筋線」の改良事業に着手いたします。

また、県事業として進められております「西町中村線」及び「郷桧の端線」、「新居浜別子山線」、「金子中萩停車場線」につきましては、引き続き整備促進を要望してまいります。

生活道路の充実並びに道路交通安全対策の推進につきましては、新田松神子線の交差点改良を実施するほか、傷んだ舗装の打ち替えや幅員の狭い道路の拡幅改良、並びに橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、東川橋など老朽化した橋りょうの予防保全に取り組んでまいります。

次に、**JR新居浜駅周辺の整備**についてでございます。

JR新居浜駅周辺の公共施設整備につきましては、駅前駐輪場が平成25年3月下旬から供用を開始する予定でございますが、昨年から工事を行っている南北自由通路につきましては、整備工事を継続し、来年春頃の供用開始を目指してまいります。

また、新たに駅南駐車場の整備に着手するとともに、交通広場に続き、シンボルロードに、公募により選定したモニュメントを設置いたします。

駅南北一体化による新都市拠点の形成につきましては、駅南地区の整備について、市民参画のまちづくりを進めるため、多方面からの意見や議論をいただき、検討を進めてまいります。

次に、**安心な住宅の整備**についてでございます。

公営住宅等の整備につきましては、「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、南小松原団地9-1号棟の建て替えに着手いたします。

住宅及び住環境の整備につきましては、南小松原団地7－4号棟などの耐震2次診断、東田団地1号棟などの耐震改修工事を行ってまいります。

また、住宅・住環境の防災性の向上につきましては、倒壊するおそれがある住宅の耐震化促進のため、民間木造住宅耐震診断、耐震改修工事への補助を行ってまいります。

次に、公園・緑地の整備についてでございます。

既存公園・緑地の再整備と維持管理の充実につきましては、平成24年度に策定を進めております「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具や休憩施設、便益施設等の効率的な施設更新や維持管理を行っていくとともに、定期的な樹木剪定や除草等を行い、安全で快適な公園となるよう努めてまいります。

公園・緑地整備の推進につきましては、引き続き、神郷地区の公園整備を進め、用地買収や造成工事等を行い、平成26年度の完成を目指してまいります。

また、旧藤田邸跡地につきましては、全体の景観や歴史的な側面を生かした整備を進めてまいります。

総合運動公園整備の推進につきましては、平成25年度に策定する「スポーツ推進計画」を踏まえ、施設内容、財源等を含めた実現化方策について検討してまいります。

次に、港湾の整備についてでございます。

物流の高度化に対応する公共ふ頭の整備につきましては、耐震強化岸壁前面の水深7.5m泊地の浚渫を平成24年度中に完了し、25年春には水深7.5mでの本格供用を行う予定となっております。

港湾・海岸施設の適切な管理と長寿命化につきましては、新居浜港東港地区において、船舶の安全な航行を図るため、維持浚渫を引き続き行うほか、中須賀地区海岸におきまして護岸改修を行ってまいります。また、維持管理計画の策定に関しましても、港湾施設の計画的かつ適切な維持管理を推進するため、引き続き実施いたします。

新居浜港港湾計画につきましては、現計画が平成20年代半ばを目標年次としておりますことから、計画の改訂の必要性について検討を進めてまいります。

## フィールド2 環境調和

次に、フィールド2 環境調和について、申し上げます。

まず、地球環境の保全についてでございます。

地球温暖化防止対策の推進につきましては、継続的な環境改善を図るため、本市独自の環境マネジメントシステム（ニームス）の充実を図り、環境基本計画等の進行管理を行うとともに、省エネ法を順守する組織体制強化に努めてまいります。さらに、第2次環境基本計画及び環境保全行動計画の策定に取り組んでまいります。

また、引き続き住宅用太陽光発電システム設置への補助を実施するとともに、市域全体から排出される温室効果ガスの数値の把握や削減目標の設定、削減の取組方針などに関する「新居浜市地球温暖化対策地域計画」を平成24年度中に策定し、地球温暖化防止に向けた取組を推進してまいります。

自転車の街の復活につきましては、庁内に検討委員会を設置し、今後の自転車道の整備やネットワーク化、自転車の利用促進策について検討してまいります。

次に、地球環境問題の意識啓発の充実につきましては、「にいほま環境市民会議」を基盤とし、市民、事業者、行政が協働で環境保全活動を推進するとともに、意識啓発と人材の育成に努めてまいります。

次に、生活環境の保全についてでございます。

公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善の推進につきましては、引き続き合併処理浄化槽設置整備事業を実施し、水洗化の向上に努めてまいります。

次に、ごみ減量の推進についてでございます。

ごみの減量と3Rの推進につきましては、新9種分別の定着を図り、ごみのリサイクルを推進するとともに、資源ごみ集団回収を推進し、ごみ量の削減に取り組んでまいります。

また、生ごみのたい肥化に多くの市民が取り組めるよう、にいほま環境市民会議と連携して、段ボールコンポストの普及を図るとともに、新たに、地域主導で生ごみのたい肥化を促進する生ごみたい肥化地域環境整備モデル事業を実施いたします。

家庭ごみの有料化については、ごみ減量化対策の結果や廃棄物減量等推進審議会でのご審議を踏まえ、引き続き検討してまいります。

地域環境美化活動の推進につきましては、まち美化推進事業の継続的な啓発、広報活動の推進を図るとともに、環境美化推進員の積極的な活動の推進、不法投棄パトロールや放置自動車の処理についての取組を引き続き行ってまいります。

廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進につきましては、計画的な定

期点検整備工事を実施するとともに、清掃センター及び衛生センターについて、長寿命化計画に基づき、施設の延命化に努めてまいります。また、長寿命化計画を反映した、新たな「循環型社会形成推進地域計画」を策定いたします。

次に、**下水道施設の整備**についてでございます。

下水道普及率の向上につきましては、汚水の主要な管渠整備として、平成24年3月の公共下水道事業計画区域の拡大により処理区域に含まれた田の上、下郷、北内、篠場などの地区で汚水幹線や枝線の整備を進めるとともに、面整備として、滝の宮、政枝、東田、船木などの地区で整備を促進し、平成25年度末の人口普及率59.7%を目指してまいります。

下水道施設の維持管理・改築更新につきましては、下水処理場において、平成24年度・25年度の2か年計画で進めております水処理監視設備を改築更新するとともに、平成25年度・26年度の2か年の予定で受変電設備の更新を行ってまいります。

また、下水処理場に直結した汚水幹線の耐震対策の検討や築造後20年以上経過した江の口雨水ポンプ場など4ポンプ場について、長寿命化計画に基づき、詳細設計を実施いたします。

防災の充実につきましては、浸水地域解消に向け、雨水の主要な管渠整備として、江の口雨水幹線、上泉雨水幹線、南小松原雨水幹線、東雲雨水枝線などの整備を、また、雨水の面整備として、松神子、泉池町、久保田町などの整備を行ってまいります。

次に、**安心で安全な水道事業の推進**についてでございます。

安心で安全な給水の確保につきましては、平成24年度・25年度の2か年で進めております「水道施設監視システム」の更新事業において、監視制御の機能及び信頼性の向上、水質監視の強化、施設監視の強化を図り、より安心で安全な給水を確保してまいります。

別子山地区の飲料水供給施設につきましては、安全・安心・安定的な飲料水を将来にわたって確保するため、県条例水道である2給水区の整備工事を実施いたします。

上水道の安定供給につきましては、長期総合計画に基づき変更した事業認可及び、「新居浜市水道ビジョン」に沿って、効率的な老朽施設の更新や耐震化を推進し、ライフライン機能の強化を図ってまいります。

平成25年度は、24年度より継続して取り組んでいる新山根配水池・送水

場及び、船木配水池等において、本体工事を実施するとともに、滝の宮送水場、金子山配水池の整備計画を策定してまいります。

水道事業の経営基盤の強化につきましては、「新上下水道料金システム」を活用し、一層のお客様サービスの向上につなげるとともに、業務効率の向上を図り、未収金縮減対策を推進することにより、経営基盤の強化を図ってまいります。

また、瀬戸・寿上水道問題につきましては、市関係者と瀬戸寿上水道組合の協議の場を継続して持つことにより、市水道との統合に向けた課題やプロセスについて協議を進め、一日も早い問題解決に向け、取り組んでまいります。

### フィールド3 経済活力

次に、フィールド3 経済活力について、申し上げます。

まず、工業の振興についてでございます。

地域経済に大きな影響があります住友諸企業との連携強化をより一層図ってまいりますとともに、「新居浜市ものづくり産業振興ビジョン」に基づき、各種団体と連携を図り、本市の地場産業であるものづくり企業が持続可能な経営基盤を発展させ、グローバル社会等を勝ち抜く競争力を持ち、新たな経済環境に対応できる企業経営が図られるよう取り組んでまいります。

新事業展開の促進につきましては、中小企業新事業展開支援事業や中小企業各種融資制度、中小企業振興条例等を活用し、中小企業の創業支援や新事業展開、既存事業の拡大、産学の連携等のビジネスコーディネート支援を進めてまいります。特に、平成25年度からは、本市地場産業が持つ優れた技術や製品を「新居浜ものづくりブランド」として認定し、愛媛県の「すご技データベース」に登録した製品とともに、県と連携しながら、販路開拓・受注開拓を重点的に支援してまいります。

産業を支える人づくりにつきましては、次世代の人材育成のため、小学生から高校生及び高専生を対象に、ものづくり人材育成推進事業を実施し、ものづくり意識の醸成を図ってまいりますとともに、若年者人材確保のためのインターンシップ、キャリアアップ教育の推進に努めてまいります。更に、新居浜市ものづくり産業振興センターの利活用を図り、培われた技術・技能の継承と人材育成に取り組んでまいります。また、昨年、四国で初めて開催されました「四国地区高校生溶接技術競技会」を、平成25年度も日本溶接協会等と共催いた

します。

企業誘致及び立地の促進につきましては、企業立地促進条例を改正することにより、貯木場事業用地や多極型産業推進事業用地等への新規企業の立地、既存企業の新規投資の促進に努め、さらなる産業振興と雇用の拡大に取り組んでまいります。また、観音原地区の内陸型工業用地の整備に向けた調査を行うとともに、臨海部での新たな工業用地の確保のため、検討を進めてまいります。

次に、**商業の振興**についてでございます。

にぎわいと魅力あふれる商店街の形成につきましては、夏まつりやさんさん産直市、夜市など商店街イベントを引き続き支援していくとともに、商工会議所や新居浜商店街連盟、市民団体等と協働し、銅夢にはまを核とする商店街の活性化に努めてまいります。

次に、**農業の振興**についてでございます。

まず、農産物の地産地消の推進につきましては、生産者の顔が見え、新鮮で安全・安心な地元農産物の消費拡大に繋がるよう、地産地消推進マスコットキャラクター「はまっこ新鮮組」と「いただきます！今日もおいしい新居浜産」の標語を活用し、新居浜産農畜産物のPRに努めるとともに、「新居浜市地産地消協力店認定制度」の更なる周知を図ってまいります。また、新居浜市食生活改善推進協議会が行う食生活改善・食育推進による新居浜産農産物の消費拡大事業に積極的に協力し、食育の面からも地域農産物の消費拡大を図ってまいります。

次に、農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進につきましては、「新居浜市鳥獣被害防止計画」に基づき、新居浜市鳥獣被害対策協議会を中心に市内の各猟友会等と連携しながら、イノシシ等の有害鳥獣駆除・捕獲に努め、農作物等への被害防止、減災に取り組んでまいります。また、自然農園につきましては、「新居浜市自然農園を育てる会」の活動を引き続き支援し、農業に対する市民の理解が深まるよう努めてまいります。さらに、「新居浜市農業再生協議会」が行う農地の有効利用に関する諸事業にも参加・協力し、農地の利用集積等に取り組んでまいります。

次に、**林業の振興**についてでございます。

環境保全とふれあいの森林づくりにつきましては、地域の持続的な林業経営、健全な森林管理体制の確立、地域材の利用拡大を図るため、施業の集約化・路網整備の推進を図りますとともに、市が整備する公共建築物等の地域材活用促

進、木質バイオマスの啓発など、間伐材等の有効利用を促進し、健全な森林づくりへの支援を行ってまいります。

木材の加工流通の整備につきましては、地域材の利活用を促進するため、市内の木材関連業者に対し、木材加工流通施設等整備の支援を行ってまいります。

次に、水産業の振興についてでございます。

漁業生産基盤の整備につきましては、老朽化した漁港施設の改修など漁業生産基盤の整備を計画的に実施するため、機能保全工事の実施に必要な基本計画書を作成いたします。また、稚魚及び抱卵ガザミの放流や内水面種苗放流など、つくり育てる漁業の推進に漁業者と共に取り組んでまいります。

環境にやさしい漁業の推進につきましては、幼児期から魚食にも興味を持つ機会を提供するため、保育園児や幼稚園児を対象とした「おさかなふれあい体験事業」を継続して実施いたします。

次に、観光・物産の振興についてでございます。

観光ルート及び施設の整備と観光宣伝の充実につきましては、四国中央市と連携して取り組んでおりますNS観光推進協議会を通じ、広域山岳観光ルート「別子・翠波はな街道」をブログで情報発信していただくブLOGGER旅行記事や、市ホームページや観光サイトの充実により、引き続き、映像等を活用した効果的な情報発信に努めていくほか、ふるさと観光大使等のネットワークをいかして、その魅力を市内外にPRしてまいります。

さらに、本市への観光客の持続的な増加を図るために、着地型旅行商品企画・造成事業に取り組み、本市の観光施設、特産品等の観光素材を見直し、魅力ある旅行商品として開発、流通させるとともに、それに関わる人材の育成を進めてまいります。

懸案となっております端出場温泉保養センターの問題につきましては、マイントピア別子の改善策と併せ、早期に方向性を打ち出し、再生に向けて、具体的な取り組みを進めてまいります。

近代化産業遺産を活用した観光の振興につきましては、株式会社マントピア別子が進めている旅行業事業とも連携して、別子山地区、マイントピア別子、別子銅山記念館、広瀬歴史記念館、星越地区等の別子銅山近代化産業遺産や関連施設を有効に活用した近代化産業遺産観光の充実や観光ガイドマップ等の作成による情報発信に努めてまいります。

別子山地区の観光振興につきましては、「森林公園ゆらぎの森」の新たな指

定管理者とも連携し、各種イベント等を開催することにより、入込客の増加と経営の安定化に向けた取り組みを行ってまいります。

また、別子観光センター跡地の利活用につきましては、別子山地域審議会や関係者との協議を行い、具体的な跡地の利活用について、取り組みを進めてまいります。

太鼓祭りを活用した観光の振興につきましては、平和で安全な秋祭りに向けて、新居浜市太鼓祭り推進委員会と引き続き連携し、本市の民俗文化行事であります「新居浜太鼓祭り」の発展に取り組んでまいります。また、かきくらべ会場とJR新居浜駅等を結ぶシャトルバスの運行や、好評をいただいている太鼓祭り案内ガイドの刊行など観光客の利便性の向上や受入れ体制の充実に取り組んでまいります。

新居浜ブランドの育成・拡大につきましては、愛媛県や県内市町と連携して大阪で開催いたします「愛媛県市町連携フェア」に参加するほか、物産関係者等の各種物産展やイベント等への参加を支援し、商品の普及宣伝や販路拡大による観光振興を図ってまいります。あわせて、旧別子山村との合併10周年記念事業として、新居浜市物産協会が企画する「大物産展」を支援してまいります。また、「にいほま大島七福芋」を活用した様々な商品の紹介宣伝に努めてまいりますとともに、新たな物産・食品の創出による地域の特産品づくりを支援してまいります。

次に、**運輸交通体系の整備**についてでございます。

公共交通の拡充整備につきましては、生活バス路線に対する運行支援、別子山地域バス及び大島渡海船の運行を行うとともに、バス交通空白地域を解消するため、現在実施しておりますデマンドタクシーの試験運行を9月まで継続し、導入の可否について検討してまいります。

次に、**雇用環境の整備・充実**についてでございます。

雇用対策につきましては、引き続き、企業立地や地域経済の活性化を通じて、雇用の確保に努めるとともに、東予若者サポートステーションへの運営支援を行ってまいります。また、愛媛県の緊急雇用創出事業を活用し、雇用の創出を図ってまいります。

働きやすい環境づくりにつきましては、高齢者に働く場を提供するシルバー人材センター事業への支援を引き続き行ってまいります。

勤労者福祉の推進につきましては、勤労青少年ホームの運営支援、勤労者へ

の各種融資を通じて勤労者の生活の安定と福祉の向上に取り組んでまいります。

なお、産業全体の振興とブランド化の推進を図るため、新たに統括担当を設け、積極的な対応を図ってまいります。

## フィールド4 健康福祉

次に、フィールド4 健康福祉について、申し上げます。

まず、**健康づくりと医療体制の充実**についてでございます。

地域と一体となった健康づくりにつきましては、健康づくりの基本となる健康増進計画「元気プラン新居浜21」第二次計画の策定を行うとともに、健康都市づくり推進員と協力し、食生活の改善や運動不足の解消などに取り組んでまいります。また、地区組織や各種団体と協働して、食育推進計画に基づいた食育の推進に取り組んでまいります。

母子保健対策の推進につきましては、乳児家庭全戸訪問を推進するとともに、子育て不安を抱える家庭を訪問し育児支援を行うことで、育児不安の解消や虐待防止に努めるとともに、発達に課題のある親子に対して、関係機関と連携して一貫した支援体制づくりを行います。

また、特定不妊治療や妊婦健診に対する助成を継続するとともに、新たに妊婦の歯科健康診査を実施し、妊婦の健康増進に努めてまいります。

次に、こころの健康づくりにつきましては、関係機関と連携し、心の健康づくり、自殺予防の推進に取り組んでまいります。特に、平成25年度は、市職員を対象にゲートキーパーを養成してまいります。

感染症対策の推進につきましては、感染症の発生防止対策として、市民への迅速な情報提供を行うとともに、感染症の蔓延を防ぐために予防接種法に基づく各種の予防接種を実施してまいります。

救急体制の維持・強化と地域医療の確保につきましては、緊急時における医療体制整備のため、休日夜間急患センターにおいて、休日診療、夜間診療及び小児深夜帯診療を継続するとともに、在宅当番医制などによって、緊急時の医療体制の確保を図ってまいります。また、地域・医療・行政が一体となった救急医療体制の維持・確保対策に継続して取り組んでまいります。

へき地医療につきましては、引き続き大島地区、別子山地区の診療所運営を実施してまいります。

次に、**地域福祉の充実**についてでございます。

地域福祉意識の啓発と推進体制の充実につきましては、「新居浜市地域福祉推進計画2011」に基づき、地域における共助の領域を拡大、強化することにより、地域で暮らす人たちの生活課題の解決に取り組んでまいります。

地域福祉活動の推進につきましては、社会福祉協議会や民生児童委員、ボランティア団体など地域において福祉活動を行っている多様な主体が、行政を含め協働して問題解決を図ることのできる機能的で重層的な体制づくりを推進してまいります。

次に、**児童福祉の充実**についてでございます。

多様な保育ニーズへの対応につきましては、多様化した保育ニーズに対応するため、引き続き延長保育、一時保育、休日保育を実施いたします。

また、現在建設中の若宮保育園が4月から開園するほか、新居浜市アセットマネジメント推進基本方針に基づく公立保育所の施設修繕工事の実施、私立保育所施設整備への助成など、保育施設環境の整備充実を図ってまいります。

子育て支援の充実と連携につきましては、子育て支援に関する窓口の一元化を図り、情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、引き続きファミリー・サポート・センターを運営いたします。

また、子どもの医療費につきましては、現在、小学校就学前までの入院分・外来分について助成を行っておりますが、平成25年4月受診分から、入院分について助成対象を中学校3年生まで拡大いたします。

子どもの居場所づくりにつきましては、放課後児童クラブにおいて、長期休暇期間中の受け入れを、小学校4年生まで拡大するとともに、障がい児受け入れ体制の充実・強化を図ってまいります。

次に、**障がい者福祉の充実**についてでございます。

障がい者への理解と社会参加の促進につきましては、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がい者が持つ能力を最大限に発揮し、自己実現ができるよう支援していくとともに、一人ひとりの状態や状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう支援を行い、障がい者が地域の中で自立して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

障がい福祉サービスの充実につきましては、医療費助成など、重度障がい者に対する経済的負担軽減を図るとともに、障がい者団体に対する支援を継続してまいります。また、平成25年4月に施行される総合支援法に対応し、難病

患者等を含めた障がい者が、必要な障がい福祉サービスを利用できるよう、各種サービスの基盤整備を行うとともに、障がい者への事業所情報の提供の充実を図ります。

次に、地域生活の支援体制の充実につきましては、障がい児の放課後対策として、現在、通年実施している2か所のタイムケア事業所が平成25年度からは放課後等デイサービス事業所に移行するほか、重度肢体不自由児のタイムケア事業を通年化し受入体制を強化いたします。また、利用者が増加する長期休暇については、事業所を1か所増設いたします。

施設サービスの充実につきましては、計画的な障がい者施設整備に取り組んでまいります。特に、くすのき園は、平成26年度の民間移管に向けて、大規模改修工事を実施いたします。

次に、高齢者福祉の充実についてでございます。

住み慣れた地域での生活支援につきましては、高齢者を継続的かつ包括的にケアする「地域包括ケアシステム」の構築に取り組み、在宅支援体制の充実を図ってまいります。また、見守りの必要のあるひとり暮らし高齢者に対して、見守り推進員活動や緊急通報装置の設置を行うとともに、食事の準備が困難な高齢者に対して、配食サービスを実施し、高齢者が住み慣れた地域で生活するための支援を行ってまいります。

次に、介護予防の充実につきましては、介護予防教室の開催やボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成及び支援を推進し、自発的な介護予防活動を育成いたします。また、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握し、要支援・要介護状態に陥らないように、特定高齢者の介護予防事業を実施し、高齢者の生活の質を改善するとともに、免疫力の向上や脳血管性認知症予防に効果があるといわれる笑いの効用に着目した笑いによる健康増進事業を実施いたします。

高齢者の尊厳が保持される社会づくりにつきましては、認知症への理解をサポーター養成事業により促進するとともに、判断能力が十分でない方の権利を法的に保護し、支えるため、成年後見制度の啓発を行ってまいります。また、判断能力が十分でない方で成年後見開始の審判申し立てを行うべき者がいない場合の制度利用支援を行うため、成年後見制度利用支援事業を実施いたします。

共に生き支えあう地域ネットワークの充実につきましては、高齢者の社会参加と高齢者同士が共に支え合う社会づくりを推進するため、各小学校区で構築

されている地域ケアネットワークを通じ、高齢者が在宅で安心して生活できるための支援を行ってまいります。また、老人クラブ等の高齢者活動をサポートし、高齢者の社会参加促進と高齢者が共に高齢者を支える仕組みづくりを構築いたします。

次に、**社会保障の充実**についてでございます。

生活の安定と自立に向けた支援につきましては、生活困窮者に対し、必要な経済的援助と自立・就労支援を行うとともに、医療扶助の適正化や不正受給対策を徹底し、適正な生活保護の実施を図ってまいります。

次に、介護保険制度の円滑な運営につきましては、介護認定調査員、介護認定審査会等の資質の向上と介護相談員等の活用や事業所指導・監査の実施により、介護給付適正化の推進を図ってまいります。

国民健康保険事業の健全な運営につきましては、高齢化の進行や先進医療技術の進歩などによる医療費の増大により、国保財政は今後さらに厳しくなることが予想されることから、引き続き保険料の徴収率向上等の歳入確保に努めるとともに、特定健診等の健康づくりやジェネリック医薬品の普及など医療費の適正化を推進し、また、国保の財政状況等の情報を適切に周知・提供するなど、国民健康保険事業の健全な運営を行ってまいります。

## フィールド5 教育文化

次に、フィールド5 教育文化について、申し上げます。

まず、**学習活動の充実**についてでございます。

生涯学習機会の内容充実につきましては、生涯学習のまちづくりの推進を図るため、大学、高専等の高等教育機関と連携し、公民館、生涯学習センター等の学習プログラムの充実を図ってまいります。

次に、生涯学習関連施設・機能の充実につきましては、災害時の避難所機能のある口屋跡記念公民館及び多喜浜公民館の耐震補強工事・大規模改造に向けた設計、大生院公民館体育館の耐震補強設計を行ってまいります。

また、休校中の大島小学校校舎を地域交流センターとして活用を図るため、改修工事を実施いたします。

図書館機能の充実につきましては、市民の自主性、自発的な学習活動を支援するため、資料・情報提供の推進及び学習機会の提供、移動図書館の運営、ブックスタート実施事業等により、関係機関とも連携しながら、利用促進を図っ

てまいります。また、空調機設備の更新や屋上防水工事などの施設整備に取り組んでまいります。

次に、**地域づくりの推進**についてでございます。

地域課題を解決する住民活動の推進につきましては、公民館において、今後も地域住民の主体性を尊重した活動を推進するとともに、各校区の地域課題の実態を踏まえ、解決に向けて、地域教育力向上プロジェクト推進事業及び社会教育活性化支援プログラムを実施いたします。

次に、地域を担う人材の育成につきましては、今後の公民館活動、地域づくりの中核となって活動する人材の育成のための実践的な研修に取り組むとともに、社会教育主事講習のインターネット受講を実施し、専門性を付与する研修機会を提供してまいります。

また、郷土愛を育むための活動の推進につきましては、別子銅山、多喜浜塩田等の地域資源を学ぶ学習機会を提供するほか、子ども達に様々な体験活動を提供することも夢未来事業を推進してまいります。

次に、**家庭、地域の教育力の向上**についてでございます。

学社融合の推進につきましては、学校支援地域本部事業の定着を図るとともに、子ども見守り隊の一層の活動充実を図ってまいります。

青少年健全育成の推進につきましては、放課後子どもプランの趣旨を踏まえ、子どもの居場所づくりのために放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を強化し、地域ぐるみで子ども達の健全な育成に取り組む体制づくりに努めてまいります。

次に、**学校教育の充実**についてでございます。

地域に開かれた特色ある学校づくりにつきましては、「学校へ行こう日（デイ）」、「教育懇談会」、「夢広がる学校づくり推進事業」、「にいはまスクールエコ運動」等を実施し、地域と学校とが一体感を持って、地域の方々が魅力を感じる学校づくりに努めてまいります。

社会変化に対応した多様な教育の推進につきましては、児童生徒の基礎的な学力の向上と定着を図るため、新たに標準学力調査を実施し、客観的な学力の把握・検証を行い、指導方法の改善に役立ててまいります。

また、米国のフランクリン市と相互交流を実施している中学生国際交流事業を継続するとともに、小中学校にA L T<sup>エーエルティ</sup>及び英語指導員を派遣し、生きた英語教育の推進を図り、国際理解教育の充実と英語力の向上に努めてまいります。

さらに、別子銅山の近代化産業遺産や多喜浜塩田について、体験活動を通して地域の発展に尽くした先人の功績を学ぶことにより、地域社会に対する誇りと愛情を育てるため、ふるさと学習に取り組んでまいります。

次に、児童・生徒の健全育成につきましては、問題行動等の未然防止と早期対応のために、あすなる教室での活動のほか、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を深めるとともに、小中学校にスクールカウンセラー、ハートなんでも相談員の拡充を図り、相談活動の充実に努めてまいります。

また、学級生活の満足度や意欲についての楽しい学校生活を送るための心理検査（Q-U）を新たに実施し、いじめや不登校などの問題行動の予防と対策を図るとともに、学級集団の改善を通して、学力向上につなげてまいります。

教育施設・教育環境の整備・充実につきましては、校舎・体育館の耐震補強工事が、平成24年度をもって完了いたしますが、多くの学校施設が建築後30年以上経過していることから、校舎の大規模改修工事を含めた新たな改修計画に基づき、学校施設の整備を実施してまいります。平成25年度は、金栄小学校のプール改築工事、北中学校の運動場排水工事を実施するとともに、泉川小学校南棟校舎の大規模改修工事に向けた設計を実施いたします。また、小中学校のトイレの洋式化や神郷幼稚園の耐震補強工事など、施設整備に取り組んでまいります。

さらに、学校図書館支援員を増員し、調べ学習や図書資料を使った探究的学習ができる環境づくりを行うなど、学校図書館機能の一層の充実を図ってまいります。

次に、特別支援教育の充実についてでございます。

早期からの教育相談・支援の充実につきましては、こども発達支援センターを特別支援教育、発達支援の中核的機関とし、個別相談、幼稚園・保育園・小中学校などへの巡回相談、就学相談など地域における総合相談支援体制を充実させてまいります。また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した個別の支援計画の作成、効果的な活用により、関係機関との連携を強化しながら、生涯にわたる一貫した支援を行ってまいります。

次に、特別支援教育の充実・体制の整備につきましては、肢体不自由などの障がいのある幼児・児童・生徒が、就園・就学するにあたり、安全の確保など学校生活に支障をきたさないように、特別支援学級指導員、学校生活介助員を適正に配置して受入体制の環境整備を図るとともに、支援の必要な児童の学習

支援や学級運営の安定化を図るために、小学校の学校支援員を増員いたします。

地域生活における自立に向けた支援体制の整備につきましては、新居浜特別支援学校のセンター的機能を活用するとともに、東予若者サポートステーションや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関との連携に努めてまいります。

次に、芸術文化の振興についてでございます。

芸術文化活動の推進につきましては、プロの芸術家による学校出前コンサートを行うとともに、地域の演奏家を学校などに派遣し、芸術文化を体験できる諸行事を開催いたします。また、市民団体が実施する芸術文化事業に助成することにより地域の芸術文化の向上を図ってまいります。

芸術文化施設の整備・充実につきましては、総合文化施設の建設に着手し、本市出身の劇作家・鴻上尚史氏をはじめとするスーパーアドバイザーやテクニカルアドバイザーの指導・助言をいただきながら、市民の皆様方で組織する建設委員会と協働して、早期のオープンを目指してまいります。

また、市民文化センター別館の耐震補強工事など必要な施設整備を実施し、利用者が安心して利用できる環境を整備してまいります。

次に、スポーツの振興と競技力の向上についてでございます。

社会体育の推進につきましては、新たに「スポーツ推進計画」を策定するとともに、健康増進と地域の連帯感の醸成、子ども達の健全育成を図るため、地域スポーツ育成事業や市民体育祭ふれあいスポーツの部を充実させてまいります。

競技スポーツの振興につきましては、全国大会等出場選手への支援や、スポーツ指導者の育成に努めるとともに平成29年度に愛媛県で開催される第72回国民体育大会に向けて、特に主力選手となる中学生・高校生世代の選手の育成を図ってまいります。また、優秀な中学生の市外流出を防ぐため、高校スポーツ強化指定校事業など、高校の部活動の強化策を新たに展開してまいります。

施設環境の整備につきましては、愛媛国体に向けて、現地視察での指摘内容を踏まえ、国民体育大会の「既存施設を最大限に活用する」という開催方針に基づき、市営野球場、マリパーク新居浜の施設整備を順次行ってまいります。

また、国民体育大会開催対策事業を実施し、愛媛国体の市民への周知と意識の高揚を図ってまいります。

次に、近代化産業遺産の保存・活用の充実についてでございます。

別子銅山の近代化に携わった人々に学び、伝承・発信を促進につきましては、広瀬歴史記念館において別子銅山近代化の様子をたどり、工都新居浜のルーツを探る企画展を開催いたします。

また、別子銅山関連を題材にした「あかがねフォトコンテスト」を実施いたします。

別子銅山近代化産業遺産の保存・整備の推進につきましては、重要文化財旧広瀬家住宅のPRと保存活用に努めるとともに、端出場・東平にある近代化産業遺産については、所有者との協議を進め、現況調査が可能な物件から近い将来に文化財候補となるよう基礎資料を作成いたします。

多喜浜塩田文化の保存・継承につきましては、屋内型塩田学習施設「塩の学習館」を多喜浜小学校内に整備いたします。

## フィールド6 自立協働

次に、フィールド6 自立協働について、申し上げます。

まず、安全安心な生活空間の形成についてでございます。

交通安全対策の推進につきましては、交通死亡事故ゼロを目指し、加害者にも被害者にもならないよう、新居浜市交通安全計画に基づき、交通安全教室の積極的な開催や新居浜市交通指導員による街頭指導等を通じ、子どもから、高齢者までの全市民に対する各世代に応じた交通安全意識の普及・啓発に努めてまいります。

防災体制の強化につきましては、平成23年4月から運用を開始している新居浜市防災行政無線と市内各自治会が所有している放送設備とを接続することによって、可聴範囲の拡大を図り、より確実な緊急情報伝達体制の確立を図るため、平成25年4月から新システムの運用を開始することとしております。

また、災害時の防災・減災活動への積極的な参加・支援はもとより、平常時からの地域での活発な活動を推進する中心的な人材を育成するため、平成25年度におきましては、特に女性の視点からの防災・減災・避難所運営に重点を置き、女性防災士の確保に努めてまいります。

さらには、平常時からの自助、共助による減災活動を支援するため、自主防災組織に対する防災資機材の整備や校区自主防災組織が主催する防災訓練や防災講演会への支援、高齢者世帯等に対する家具転倒防止及びガラス飛散防止フィルムの設置に係る補助制度を新設することによって、本市の総合的な地域防災力の

向上と防災意識の向上を図るとともに、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定に取り組んでまいります。

次に、**消防体制の充実**についてでございます。

**警防体制の充実**につきましては、消防救急無線が電波法の改正により平成28年5月末までにデジタル化へ移行する必要があるため、平成25年度より整備工事に着手いたします。

**救急救助体制の充実**につきましては、救急救命士、救急標準課程修了者の計画的養成及び救急資機材等の計画的整備を図り、救急体制の充実を図るとともに、複雑多様化する各種災害等に対応するため、専門職員の養成や各種資機材等の更新整備を計画的に実施してまいります。

**消防団の活性化**につきましては、別子山地区の瀬場・肉淵・成の消防分団詰所を統合し、別子小中学校の敷地内に分団詰所を新たに整備いたします。

次に、**消費者の自立支援と相談体制の充実**についてでございます。

**消費生活相談体制の充実と関係団体との連携強化**につきましては、消費者安全法に基づく消費生活センターとして消費生活相談体制を確保し、複雑多様化している悪質商法被害の早期解決や未然防止のため、今後も専門知識及び相談対応能力の向上により、相談体制の充実強化に努めてまいります。

**消費生活改善の意識啓発と情報提供**につきましては、最新の消費者情報や危害・危険情報をホームページや広報紙などを活用して情報提供を行うとともに、消費生活展の開催や出前講座などにより、広い視点からの消費生活改善の意識啓発を行ってまいります。

次に、**男女共同参画社会の形成**についてでございます。

**男女共同参画の意識の高揚**につきましては、「男女共同参画推進条例」及び「第2次新居浜市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画推進週間等における啓発をはじめ、各種施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

**DV対策の推進**につきましては、平成25年度に配偶者暴力相談支援センターが設置されますことから、さらなる被害者支援の充実強化に努めますとともに、新居浜市DV対策連絡会議等と連携・協力し、DV被害者支援等に取り組んでまいります。

**女性の政策・方針決定の場への参画促進**につきましては、委員会・審議会等への女性の参画率は、平成24年4月に33.1%と前年比0.3ポイント増加しましたが、第5次長期総合計画中間年の目標であります平成28年度4

0%に向けて、様々な視点からさらなる努力を行い、目標達成に向けて取り組んでまいります。

次に、**人権の尊重**についてでございます。

社会における人権・同和教育及び啓発の推進につきましては、新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び人権施策基本方針に基づき、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、お茶の間人権教育懇談会、差別をなくする市民のつどい、人権講演会等の実施により、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進いたします。

学校における人権・同和教育の推進につきましては、教職員の人権・同和教育観の確立と指導力の向上を図るとともに、人権問題について正しい認識を深め、差別をしない、させない、許さない、児童・生徒の育成に努めてまいります。

また、校区別人権・同和教育懇談会を継続実施し、学校と家庭・地域が一体となった人権教育を推進いたします。

次に、**地域コミュニティの充実**についてでございます。

地域コミュニティ活動への支援につきましては、地域コミュニティの中心的役割を果たしている自治会活動を支援するために、平成25年度は、八雲自治会館の建設に対し、補助を行ってまいります。さらに、自治会館の補修、放送施設等の新設・修繕等に対し支援を行うとともに、自治会防犯灯のLED化の方策について検討を進めてまいります。

また、自治会加入率につきましては、連自治会と連携し、継続した加入促進活動を行うとともに職員の加入促進にも努め、加入率の向上に取り組んでまいります。

地域コミュニティの再生につきましては、地域が主体となり、環境・福祉など地域社会における様々な課題解決に取り組む地域コミュニティ再生支援事業を新たに実施いたします。

次に、**多様な主体による協働の推進**についてでございます。

推進体制及び制度の整備につきましては、市民と行政が協働して公共施設の清掃・美化活動を行う公共施設愛護事業の活動支援を充実するとともに、協働事業市民提案制度などを活用して、市民との協働事業の推進を図ってまいります。

次に、人材の育成と自治体経営力の向上につきましては、協働を担う人材育

成のため、課題を発見する能力、企画立案能力、問題解決能力等の研修の充実を図ってまいります。また、地域課題を解決するため、市職員の協働への意識改革と能力開発に取り組んでまいります。

中間組織への支援と連携強化につきましては、NPO間や、市民活動団体と行政の媒介役としての中間組織の役割や機能の充実により、市民活動の活性化や協働環境の整備にも繋がることから、まちづくり協働オフィス事業を推進し、対等なパートナーシップに基づく積極的な連携を図ってまいります。

NPO活動への支援につきましては、さまざまな分野で活動しているNPOについて、自主性を尊重しながら、法人格を付与する「認証制度」などの周知に努め、その活動がさらに活性化されるように側面的支援を行ってまいります。

次に、国際化の推進についてでございます。

多文化共生社会の推進につきましては、引き続き、外国人のための日本語教室の開催や外国人とのコミュニケーションを支援する日本語教師養成講座を開催するとともに、より多くの情報を多言語で翻訳し情報提供を進め、外国人の生活支援を行ってまいります。

国際化を進める体制づくりにつきましては、引き続き、在住外国人や本市を訪れる外国人を支援するための対応窓口を設置し、通訳や情報提供等の支援を行ってまいります。また、外国人と市民の国際交流・理解を深める手助けとなる国際化ボランティア登録制度の周知に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、国際化に関する情報交換や情報共有を図ってまいります。

## 計画の推進

次に、計画の推進について、申し上げます。

まず、開かれた市政の推進についてでございます。

コミュニケーション型広報の推進につきましては、パソコン・携帯電話等の新たな情報提供メディアの急速な普及に伴い、それらの利点をいかした情報提供に取り組むとともに、広報番組におきましては、市民参画など市民にとってより親しみやすい番組づくりに取り組んでまいります。

また、ホームページにつきましては、平成24年度に導入した音声読み上げ機能を活用して、視覚障害者や高齢者など、文字が読みづらい人でもホームページを利用できるよう充実を図ってまいります。

情報提供メディアの複合的な利活用につきましては、メールマガジン、ツイ

ッター、ケーブルテレビ、さらには様々なインターネットツールの活用などにより、迅速、的確かつ積極的な情報提供に努めてまいります。

対話型広聴の推進につきましては、住民と一緒に課題克服に努め、市民との信頼関係を構築してまいります。また、市長への手紙やメール、広聴票等を通じて対話型広聴の推進に取り組んでまいります。

情報公開制度等の充実につきましては、審議会等の公開や審議会等委員の公募、市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施により、市政への参加を促進し、公正で開かれた市政の推進に努めてまいります。

次に、効果・効率的な自治体経営の推進についてでございます。

質の高い行政運営につきましては、第五次長期総合計画を着実に推進するため、行政評価に取り組み、施策の達成度の管理を行ってまいります。

また、「新居浜市行政改革大綱2011」に基づき、地域主権時代を担える市役所となることを目標に、権限、財源、人間の3ゲンの強化を改革の視点として、「市民の笑顔輝く市役所づくり」を目指してまいります。

組織の効率化と職員の育成につきましては、自治大学校、市町村アカデミー・国際文化アカデミーを中心に職員を派遣し、専門能力の向上を図るとともに、土木技術職員の研修につきましては、全国建設研修センターへ派遣を行い、能力の向上を図ってまいります。

健全財政の維持につきましては、市有財産の有効活用を図るとともに、遊休未利用地につきましては、売却処分を促進し、財源の確保を図ってまいります。

市税徴収率の向上につきましては、愛媛地方税滞納整理機構との連携や催告、納税相談等の強化を図るほか、市民の利便性の向上を図るため、新たに軽自動車税のコンビニ収納を開始いたします。また、差押えをした不動産や自動車等を、積極的にインターネット等により公売してまいります。

税外債権の滞納につきましては、これまでの保育所保育料、国保料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に加えて、新たに下水道事業受益者負担金の差押等の滞納処分を行い、市財政の健全化及び公平、公正な市政運営の推進に繋げてまいります。

また、都市計画税につきましては、平成25年度から課税区域を現在の用途地域に加えて下水道事業計画区域を対象とすることによりまして、財源の確保と税負担の公平性を図ってまいります。

アセットマネジメントの推進につきましては、施設の長寿命化と更新費用の

平準化による財政負担の軽減を図るため、平成25年度の公共施設保全計画に基づき、予防保全工事を実施いたします。

次に、**情報通信技術（ICT）の利活用と市民サービスの向上**についてでございます。

行政機能の向上につきましては、基幹業務システム及び庁内LANの安定的な運用に努めますとともに、時代の変化に対応し、行政機能を向上できるシステムの活用に取り組んでまいります。

また、インターネットを利用した電子入札の対象範囲を拡大し、公正で透明性の高い入札、契約事務を推進してまいります。

情報セキュリティ対策の推進につきましては、情報セキュリティポリシーを徹底し、基幹業務システム及び庁内LANなどの情報漏洩の防止、セキュリティの確保を行ってまいります。

次に、**新市建設計画の推進**についてでございます。

別子山村合併時に策定した新市建設計画につきましては、その期間も残すところ1年余りとなりましたが、後期計画に搭載しております事業を着実に実行し、別子山地区と一体となった新居浜市を築いてまいります。

以上、フィールドごとに主要な施策を申し上げましたが、最後に合併10周年記念事業について申し上げます。

旧別子山村と新居浜市は、平成15年4月1日に合併しましたが、合併10周年の節目にあたり、シンポジウムを含む記念式典を開催するとともに、別子山地域を開催場所とした市民交流イベントを実施いたします。

これまでの10年を振り返りつつ、新居浜市の一体感をさらに深め、別子山地域の情報発信とともに、今後の本市の笑顔輝くまちづくりを推進していきたいと考えております。

以上、平成25年度の市政運営につきまして、私の基本的な考え方と重要施策について申し上げます。

## おわりに

「夢」をかたちにするには、一人ひとりが勇気をもって一歩踏み出すことが大切であり、どの方向に一歩を進めるかを新居浜市民として共有していくことが求められます。常に市民の皆様の声に耳を傾け、その幸せの実現のために何が必要かを考え、議論し、変革を恐れずに挑戦していくことが必要であると考

えております。

私の尊敬する指導者の一人である上杉鷹山は、若くして養子として米沢藩に迎えられました。米沢藩は、上杉謙信の流れを引く名門でしたが、鷹山の頃には15万石に減封されたにも拘らず、多くの家臣を抱える赤字再建団体であり、その中で率先垂範して変革に取り組んだリーダーでありました。鷹山が米沢に入府する際のエピソードを私は心に銘じております。

荒れ果てたさびれた村を通過していく中、乗り物の中で暖をとるための火鉢の炭がまさに消えかかっておりました。家来は新しい炭に取り換えようとしたのですが、それを引き止め、その際に学んだ教訓をのちに家来に伝えたそうです。目の前の炭火がまさに消えようとしていることを藩の窮乏になぞらえ、大事に消えかけた炭火を取り上げ、そっと辛抱強く息を吹きかけていくことで、火を起こし、甦らせることに成功したというのです。その起こった火を新しい炭に移していくこと、それと同じ方法で、藩の再生が叶うはずだと家臣に語り、家臣はその炭火を我が家に持ち帰り、大切に守り続けたというのです。リーダーの心がけ、ビジョンを共有することの大切さを教えられる話であります。

市民の心に火をともし、それをみんなの誇りとして守り続けていくことができれば、きっと後世に恥じることのないまちづくりが推進されるものと信じ、市民の皆さまとともに市政に取り組んでまいり所存でございます。どうか議員の皆様におかれましても、市民の笑顔輝く新居浜市の実現に向け、チーム新居浜の一員として一層のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 平成25年度 予算提案説明

次に、施政方針に基づきます平成25年度当初予算案について提案説明を申し上げます。

まず、一般会計予算についてでございますが、国におきましては、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化するとの方針に基づいて、日本経済再生の実現に向けた取組に重点的な配分を行うこととされております。

本市におきましても、こうした国の予算を踏まえ、消防・防災体制の強化、幹線道路の整備促進、企業誘致および企業留置の推進、ごみ減量化の推進などのほか、小・中学生の学力向上や子育ての支援などのために必要な事業費を計上し、「共につくろう笑顔輝く新居浜市」の理念に沿ったまちづくりに取り組むとともに、それらを具体化する施策を確実に推進できるよう、重点化した予算といたしております。

一般会計予算の総額は、475億5,040万4千円で、前年度比で5億4,295万2千円、1.2%の増加となっております。

前年度よりも増加となりましたのは、普通建設事業費は80億4,661万6千円で、全体として1億2,945万7千円減少したものの、障害者自立支援給付費などの扶助費、及び、公共下水道事業への繰出金が増加したことなどによるものでございます。

これらの財源対策として文化振興基金、公共施設整備基金などの各種基金を活用いたしましたため、自主財源比率は52.5%となっております。

次に、各種事業を賄う財源でございますが、特定財源は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金、市債などで、前年度よりも3.6%増の171億1,316万1千円を見込んでおります。国庫支出金及び県支出金などについては減少しておりますが、市債などが増加したことから、特定財源の構成比は、前年度より0.9ポイント高い36.0%となっております。また、地方債依存度につきましては、12.8%と、前年度の10.4%から2.4ポイント増加しております。これは、普通交付税から振り替えられます臨時財政対策債が、算定方法の変更などにともないまして、6億4,200万円増加したことなどによるものでございます。

年度末地方債残高見込みにつきましては、502億4,467万6千円となり、平成24年度当初予算時点より7億5,859万円、1.5%増加するものと見込んでおります。

このうち、臨時財政対策債は、183億6,429万6千円と、市債残高の36.5%を占める見込みとなっております。

次に一般財源でございますが、市税のうち、個人市民税につきましては、税制改正等により、1.4%の増収を見込んでおります。また、法人市民税につきましては、輸出環境の改善や経済対策などにより、前年度当初予算比で2.3%の増収を見込んでおります。

都市計画税における課税区域の見直しや、市町村たばこ税の税率改正などによる増加が見込まれることなどから、市税全体では、前年度比4億7,303万6千円、2.7%増の180億8,157万5千円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、基準財政収入額の減少による増額要素があることなどから、前年度よりも1億3,300万円、2.4%増の57億8,000万円を見込んでおります。

また、繰入金につきましては、公共施設整備基金から2億7,364万1千円を繰り入れるほか、合併振興基金繰入金、財政調整基金繰入金等で、23億5,199万9千円を計上いたしております。これを前年度と比較いたしますと、平成24年度には、土地開発基金からの繰入金12億7,695万円がございましたことから、9億9,123万1千円の減となっております。

これらによりまして、一般財源総額は前年度よりも5,137万5千円、0.2%減の304億3,724万3千円、構成比は64.0%となっております。

以上が一般会計予算の概要でございますが、現在、国は、平成25年度予算を、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして進めており、地方自治体におきましても、今後さまざまな角度からの切れ目ない経済対策が求められるものと推察いたしております。

このため、短期的には、集中的に経済対策として財源を投入することはもちろんでございますが、中長期的な視点も決して疎かにせず、より効果・効率的な行財政運営を継続し、健全財政を堅持したいと考えております。

次に、特別会計につきましては、貯木場事業、渡海船事業、住宅新築資金等貸付事業、平尾墓園事業、公共下水道事業、工業用地造成事業、国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業の全9会計、また企業会計につき

ましては、水道事業、工業用水道事業につきまして、それぞれの事業に要します事業費、事務費について特別会計で350億797万9千円、企業会計で44億1,236万3千円を措置いたしております。

以上で平成25年度当初予算の説明を終わります。